

相模原市監査委員公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成29年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年10月4日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 江 成 直 士

同 小 野 弘

1 特定の事件(平成29年度)

相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

相模原市の外郭団体(12団体)及び関係各課

3 措置に係る通知

市長から通知があった日 平成30年9月28日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1.【社会福祉法人相模原市社会福祉協議会】</p> <p>(1) 会計上の表示に関する事項について</p> <p>会計(社会福祉法人会計基準)上の表示に関して、次の事項が発見された。</p> <p>資金収支明細書と事業活動明細書(地域福祉拠点区分)の科目不整合</p> <p>市からの「補助金」及び「事業受託金」の科目名は、資金収支明細書と事業活動明細書において同一名称になるはずである。</p> <p>業務未収入金と業務未払金の過大計上</p> <p>「業務未収入金」と「業務未払金」の科目は、事業活動から生じた外部に対する金銭債権や金銭債務を計上するためのものである。残高明細を閲覧したところ、内部取引が消去されない</p>	<p>1.【社会福祉法人相模原市社会福祉協議会】</p> <p>(1) 会計上の表示に関する事項について</p> <p>資金収支明細書と事業活動明細書(地域福祉拠点区分)の科目不整合</p> <p>資金収支計算書と事業活動計算書の「補助金」及び「事業受託金」の科目名に不整合があったため、平成29年度決算から資金収支計算書の名称に統一することに改めた。</p> <p>業務未収入金と業務未払金の過大計上</p> <p>平成29年度決算から資産・負債の残高を適正に表記するため、事業未収入金と事業未払金の内部取引消去処理を行った。</p>

で、上記科目の残高に含まれていた。

#### 未払法人税等及び未払消費税等の区分掲記

未払法人税等及び未払消費税等について、貸借対照表上に未払額が計上されることになるが、業務未払金に含まれている。本来は「未払法人税等」及び「未払消費税等」の科目に振替えるべきである。

#### ワンイヤー・ルール(1年基準)の不徹底

貸借対照表上、貸付金はすべて「長期貸付金」として固定資産に計上されている。貸付金残高は「生活資金一時貸付」、「要援護世帯生活資金貸付」、「社会福祉事業振興資金貸付」の3種類に区分されているが、その中には1年以内に回収予定の部分もあるため、1年以内の回収予定額は流動資産に区分計上すべきである。

#### 不十分な財務諸表注記

・法人で採用する退職給付制度について、支給基準(内部規程)に基づいて支給する旨は記載されているが、制度の説明としては不十分である。外部の拠出金制度を利用している旨の記載が必要である。

また、「独立行政法人勤労者退職金共

#### 未払法人税等及び未払消費税等の区分掲記

平成28年度において「事業未払金」として処理していた未払金を、平成29年度においては、「未払法人税等」及び「未払消費税」として科目を設けて独立掲記することに改めた。

#### ワンイヤー・ルール(1年基準)の不徹底

「社会福祉事業振興資金貸付」については、平成29年度決算において、決算日翌日から1年以内に返済期日が到来する返済予定額を貸借対照表の流動資産に計上し、「要援護世帯生活資金貸付」については、平成30年度決算から1年以内に返済期日が到来する返済予定額を貸借対照表の流動資産に計上することに改めた。

#### 不十分な財務諸表注記

・平成29年度決算から、計算書類に対する注記に当法人で採用する退職給付制度のすべて(退職共済制度、中小企業退職金共済制度及び社内積立の退職一時金制度)を記載することに改めた。

なお、「独立行政法人勤労者退職金共済機構」の掛金については、平成30

済機構」の掛金は「雑費」勘定で費用計上しているが、厳密には「退職給付費用」勘定を使用すべきである。

・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益の明細表には、時価及び評価損益の記載がない。重要な情報であるため、開示すべきである。

#### 開示が不十分な明細書

市からの補助金の年間合計額は、事業活動明細書上で科目別に区分計上されているが、補助金事業等収益明細書上では、補助金の種類別年間合計額が算出できず、事業活動明細書との照合ができない状態にある。

一方、規定で要求されていない科目の明細であっても、読者の理解に資するものは、積極的に開示すべきである。(例えば、社会福祉事業振興資金の相手先貸付残高)。

(報告書 24頁~28頁)

#### (2) 補助金の会計処理について

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」は、平成28年度から開始された制度であり、国と市から補助金が交付されている。実務的には平成29年1月から実施されたため、貸付の実績はなかったが、事業活動計算書

年度から「退職給付費用」勘定とすることに改めた。

・平成29年度決算から、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益を記載することに改めた。

#### 開示が不十分な明細書

社会福祉法人会計基準の規定に基づく計算書類の附属明細書について、該当する事由があるものは、全て作成しているが、このうち補助金事業等収益明細書については、事業活動明細書との照合が可能となるよう平成29年度決算から、補助金ごとの交付金総額を記載することに改めた。

なお、本会の活動状況を理解する上で必要となる項目については、今後も事業報告書への記載を行っていく。

#### (2) 補助金の会計処理について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「新たな貸付制度の会計処理に関する基本的な考え方について」(平成29年5月29日)に基づき、平成30年度から「国庫補助金等特別積立金(ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

上では、2,450千円の市補助金収益が計上されている。

上記の貸付金に関しては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から、事務連絡として「新たな貸付制度の会計処理に関する基本的な考え方について」(平成29年5月29日)が公表されており、これに従うことが必要である。ただし、公表日が遅かったこともあり、原則は平成28年度決算より採用すべきであるが、翌年度からの採用も容認されている。

新しい会計処理の概要は以下のとおりである。

国や市から補助金を交付された際は、特別収益区分で「貸付事業補助金収益」を計上する一方、資本の部に「国庫補助金等特別積立金」を同額積み立てる。

この相手勘定は、特別費用区分の「国庫補助金等特別積立金積立額」である。従って、利益と費用が同額計上されるため、利益には影響を与えない。

貸付を実行した時は、貸借対照表の資産の部に貸付金を計上するが、現預金と貸付金という資産間の振替処理のため、損益には関係しない。

返済免除の要件を満たした場合は、貸付金を減額し、同額をサービス活動費用区分で「償還免除額」として費用

貸付金)」等とする新しい会計処理に改めた。

計上するが、同額の「国庫補助金等特別積立金」を取崩し、「国庫補助金等特別積立金取崩額」を計上するため、ここでも費用と収益とが同額となり、利益には影響を与えない。関連する諸費用が発生した場合も「国庫補助金等特別積立金」を取崩し、当該費用を相殺することになる。

以上により、補助金が交付され、貸付を行い、免除する間(数年を要するが)、利益は発生しない仕組みとなっている。

具体的には、交付された補助金の全額を前受金に計上しておき、免除が決定した事業年度に収益(補助金の受取り)と費用(免除損)を同額計上する方法が適当だったと考えられる。

(業務に関連する事務費相当額48千円は、収益計上が可能である)。

実際に、平成28年度末においても、国等からの補助金の交付が先行したため、33,610千円が前受金に計上されている。貸付実績がないのに、貸付予定額で収益を計上する方法は、適切とは言えないと判断される。

(報告書 29頁～31頁)

(3) 資産の管理業務について  
有価証券の格付け情報の入手  
「あじさい基金資金運用規程」第9

(3) 資産の管理業務について  
有価証券の格付け情報の入手  
市社会福祉協議会が保有する有価証

条では、保有する有価証券について格付け情報を入手することが求められているが、入手していなかった。

#### 貸付先の財務資料の入手及び閲覧

「社会福祉事業振興資金貸付」は多額かつ長期にわたる。貸付先である社会福祉法人の決算書を入手し、財務内容を検討すべきであるが行われていない。

(報告書 31頁～32頁)

券に係る格付け情報については、あじさい基金等資金運用要綱を平成30年2月15日付けで改正し、当該有価証券を保有する各証券会社から、毎会計年度9月末日及び3月末日等における有価証券の時価と帳簿価額の比較表作成に当たり入手する時価情報と同時に入手することに改め、入手漏れを防ぐこととした。

この改正に基づき、平成30年3月末日現在の格付け情報を入手し、その確認を行った。

#### 貸付先の財務資料の入手及び閲覧

社会福祉法人の決算書等については、社会福祉法に基づきインターネット上で財務諸表等の公表が義務付けられており、平成30年度から、これを活用して社会福祉事業振興資金貸付先各社会福祉法人に係る毎会計年度の決算書を入手し、当該法人の財務状況を確認することに改めた。